

平成26年9月 8日 開会

平成26年9月29日 閉会

(定例第7回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第123号

平成26年第7回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年9月4日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成26年9月8日（月） 午前10時  
2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聡
西 山 富三郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録(第 1 日)

平成 26 年 9 月 8 日 (月曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 26 年 9 月 8 日 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 88 号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 89 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 90 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 91 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 議案第 92 号 工事請負変更契約の締結について

(名和中学校大規模改修工事)

日程第 9 議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 94 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 95 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 96 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 97 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 98 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 99 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 100 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 17 議案第 101 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 102 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 103 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 104 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 105 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 106 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 107 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 108 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 109 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 議案第 111 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 議案第 112 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 29 議案第 113 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 30 議案第 114 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 31 議案第 115 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 116 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 33 議案第 117 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 34 議案第 118 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	加藤紀之	2番	大原広巳
3番	大杖正彦	4番	遠藤幸子
5番	圓岡伸夫	6番	米本隆記
7番	大森正治	8番	杉谷洋一
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岩井美保子	14番	岡田 聰
15番	西山富三郎	16番	野口俊明

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 提嶋護大

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範 教育長 …………… 山根 浩  
副町長 …………… 小西正記  
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋藤 匠  
総務課長 …………… 酒嶋 宏 社会教育課長 …………… 手島千津夫  
中山支所総合窓口課長 …… 杉本美鈴 幼児教育課長 …………… 林原幸雄  
大山支所総合窓口課長 …… 門脇英之 企画情報課長 …………… 戸野隆弘  
税務課長 …………… 野間一成 建設課長 …………… 野坂友晴  
農林水産課長 …………… 山下一郎 農業委員会事務局長 …… 田中延明  
水道課長 …………… 白石貴和 福祉介護課長 …………… 持田隆昌  
観光商工課長 …………… 福留弘明 保健課長 …………… 後藤英紀  
観光商工課参事 …………… 齋藤 淳 人権推進課長 …………… 松田博明  
地籍調査課長 …………… 野口尚登

---

午前10時00分 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は 16 人です。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 吉原美智恵君、13番 岩井美保子君を指名します。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 22 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 29 日までの 22 日間に決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました「請願文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に 6 月定例会において可決した意見書は、6 月 24 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計 5 件の報告の申出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。6月定例会よろしくお願ひ申し上げます。

そうしますと平成26年9月定例議会における政務報告ということで、6月の定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものを報告をさせていただきます。

まず総務課関係であります。

1点目に、消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。第56回鳥取県西部地区消防ポンプ操法大会が6月15日、米子市の鳥取県消防学校で開催され、本町から中山第2分団、名和分団が出場、そして名和分団が2位となり県大会に出場いたしました。県大会では5位の入賞でありました。

2点目に台風11号についてであります。8月9日～10日にかけて西日本を横断いたしました。直撃を免れ被害も最小限でありました。

対応といたしましては、避難所の開設や台風の雨による河川の増水があり、消防団には河川や土砂災害区域の巡回をお願いをし、また大山町建設業協議会には土のうづくりにご協力をいただいたところでありました。またこれからまだまだ台風シーズンが続きますので、台風や風水害に対する警戒を高めてまいりたいと存じます。

次に、企画情報課関係であります。

1点目に、町有地への太陽光発電所進出に伴う協定書の調印式についてであります。

下市地区においてATシステムズ、そしてエコプロジェクトが共同して、また押平地区においては、株式会社シーエナジー、それがそれぞれ今後20年間にわたり太陽光発電事業を始められることになりました。

このため7月9日に、それぞれの事業者と大山町との間で、「進出協定調印式」をおこなったところでありました。

2点目に、「2014甲川溪流まつり」についてであります。

8月3日日曜日に、中山まちづくり実行委員会主催により開催されました。今回で12回目となるこのイベントには、町内外から親子連れなど、約250人の参加がありました。時折り雨が降るあいにくの天候ではありましたが、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン・上流探検などのイベントが予定通り実施され、参加者には日本百名谷の「甲川溪谷」、これを堪能していただくことができました。

3点目の韓国・襄陽郡訪問団受入についてであります。

姉妹都市の韓国・襄陽郡から、中学生訪問団が4年ぶりに来町し、8月5日から7日の3日間、中学生12名と引率3名が、名和中学校などを訪問し、交流を深めたところでありました。

今回の中学生訪問団の来町をきっかけとして、さらに交流が深まること期待するもの

であります。

4点目に、「だいせんファンクラブ交流会」についてであります。

さる8月31日日曜日に大阪で開催をし、会員・来賓・スタッフ合わせて約50名の出席となりました。

特産品を味わったり、ふるさとの話に花を咲かせたりと、楽しい時間を過ごしていただくことができました。またふるさと納税のお願いもいたしましたところでもあります。

次に、人権推進課関係であります。

1点目に人権・同和教育推進者養成講座の実施についてであります。

各種企業、団体などにおける人権・同和問題学習を推進するためのリーダー育成、活動の活性化を目的として、企業・PTAを対象として実施いたしておるところであります。PTAを対象とした講座は8月22日と29日に「子どもの自尊感情について」ワークショップ形式で実施をし、また企業等を対象とした講座は「県内にあいつぐ差別事件に学ぶ」というテーマで8月27日に実施いたしました。これまでの講座に延50名受講いただいているところでもあります。

受講者の方には、この講座を契機として人権・同和教育推進のリーダーとしての活躍を期待するものであります。

2点目に、みんなの人権セミナーの実施についてであります。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、実施しているところでもあります。8月末までに全日程7回の内の3回を終了し、参加者169名となっているところでもあります。

また、今年度も「スタンプラリー」に取り組んでおり、対象講座を増やすなど参加者の増加を図っているところでもあります。

3点目に、北朝鮮による拉致被害についてであります。

すでに新聞等で報道されておりますように、日本人拉致被害者の安否調査の最初の報告が今月の後半ごろに行われる見通しであります。

今後国などの動向を注視しながら県などと、関係機関と連携して対応を図ってまいりたいと存じます。

4点目に人権意識調査についてであります。

昨年度末に実施いたしました「人権意識調査」につきまして調査結果の概要をこの度まとめたところでもあります。鳥取県が実施します意識調査の結果と合わせて分析を行い、今後の啓発活動などに活かしてまいりたいと存じます。

次に住民生活課関係であります。

1点目の海の日海岸清掃についてであります。

地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7月21日に「第15回海の日海岸清掃」を



行いました。例年実施いたしておりますこの清掃活動に、今年は、まちづくり所子地区会議の参画も得て、各集落やスポーツ少年団、子ども会などボランティアの方々あわせて約 300 名の方々に参加をしていただき、約 2 トンのゴミを収集することができました。今後も海岸の清掃活動を推進してまいりたいと存じます。

2 点目の臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。

消費税が 8 パーセントに引き上げられたことに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため給付金事業が実施をされ、本町では 7 月 1 日から申請の受付を開始いたしました。9 月 5 日までの支給状況は、臨時福祉給付では 2,668 人に 3,527 万 5,000 円を、子育て世帯臨時特例給付では 1,511 人に 1,511 万円を支給いたしております。手続きがまだの方には、10 月 1 日まで申請を受付けること、これを広報紙などで周知し、申請していただくよう努めてまいりたいと存じます。

次に、福祉介護課関係であります。

「大山町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」策定業務についてであります。来年度からの 3 年間におけるこの計画を策定する必要があるため、当該両計画の「策定委員会」を組織いたしました。14 名を選任し、「第 1 回策定委員会」を 9 月 22 日に開催する予定であります。

「高齢者福祉計画」は、事業実施の状況や評価、課題等を踏まえて、今後の高齢者に関する施策について策定するものであります。また、「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため策定するものであります。

次に、保健課関係であります。

大山町福祉大会ボランティアフェスティバル&食育フェスタについてであります。

6 月 15 日日曜日、保健福祉センターなわを会場に大山町社会福祉協議会と町の共催により開催をし、550 人の参加がありました。大会は、「つながり」が生む「地域力」をテーマとして、石原良純さんによる講演や、食育と健康づくりの啓発コーナー、町内福祉施設の皆さんの作品展示など、子どもから大人まで、本町の福祉と保健事業の取り組みにふれていただきました。

次に、農林水産課関係であります。

1 点目の大山町アグリマイスター事業要綱を制定いたしております。町内の農業者で極めて優れた技術・技能を持つ方を「大山町アグリマイスター」として認定をし、I ターン・U ターン等による新規就農者への指導・人材育成を通して、大山町農業の担い手育成・確保及び、定住促進を図ることを目的に要綱を制定いたしましたところであります。現在は、大山町の主要産品であるブロッコリー、白ネギ、梨の生産部から各 5 名程度の方を推薦していただき、マイスター認定作業を進めているところであります。

今後は、マイスターの皆さんで協議会を設立をし、指導内容等について研修もしていただきながら、研修生の受け入れ体制を確立し、来年 2 月ごろから活動を開始することとし

ているところであります。

2点のしっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。

町内を5工区に分け、3,357万6,400円の工事費で水路の改修、暗渠排水、農道改修等の工事を8月に発注し、年内完成を目指し現在施工中であります。

3点目の大雨による災害復旧事業についてであります。

8月10日の台風11号及び17日の大雨により、農地や農業用施設への被害が発生をういたしました。被災状況は農地が3件、施設が6件で被災額は約480万円となり、現在、国の災害査定のための測量設計を実施しているところであります。

また、国の補助対象とならない小さい災害につきましても、順次町単独事業で復旧工事を進めてまいります。

次に、農業委員会関係であります。

大山町農業委員の改選についてであります。7月6日に実施された大山町農業委員会委員の一般選挙により、23名の方が当選され、選任委員の6名と併せて29名での農業委員会がスタートいたしました。

議会からの選任委員さんの推薦では、女性を含む2名の委員さんの推薦をいただきました。新しい農業委員会会長には、中山地区の中川幸應さん、そして会長職務代理者には、名和地区の遠藤光則さんが選出をされました。今後のご活躍をお祈りいたしたいと存じます。

次に観光商工課関係であります。

1点目の各種イベントの実施についてであります。

この夏の大山は週末に雨模様となることが多く、少々残念な夏となってしまいました。

昨年好評であり、今年度大幅に拡充して臨みましたお盆の大献灯は3日間の内2日が雨となり、昨年を下回る入り込みでありました。しかしながらお越しいただいたお客様には感動的で大変好評でありましたので、来年以降におきましても充実を図って参りたいと存じます。

8月24日の大山参道ぐーちゃん祭りもあいにくの雨により残念な1日となってしまいました。秋の行楽シーズンには好いお天気を期待いたしたいところです。

2点目の菅公アパレル大山工場の操業開始についてであります。

8月6日、菅公学生服の製造部門であります菅公アパレル大山工場の開所式が執り行われ、待望の操業開始となりました。従業員の皆さんは真剣に縫製作業に取り組んでおられました。また本町の町民も40名以上の雇用となり、今後の事業拡大にも大きな期待を寄せているところであります。

次に建設課関係であります。

1点目に道路改良事業についてであります。

測量・設計業務を6件発注委託をして、業務遂行中であります。また、道路改良工事4件を請け負い施工中であります。

2点目の小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。現在、八重地内におきまして、委託業務遂行中であります。

3点目の平成26年8月豪雨についてであります。台風11号などによります、8月8～10日及び17日の豪雨により、土木施設のうち町道7路線・準用河川2箇所が被災したため、早期の復旧をめざしておいでしております。

次に社会教育課関係であります。

大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてであります。8月12日から15日までの4日間、町内各小学校の児童16名と引率者3名が、人材育成交流事業として沖縄県嘉手納町を訪ねました。児童たちは、4回の事前学習を重ねた上で平和祈念公園や因伯の塔、首里城を訪ねるなど、沖縄の歴史や文化、そして平和の大切さについて深く学ぶとともに、透きとおる青いビーチでの海水浴など美しい自然を体感することができました。また、民泊を通して異なる文化の中での生活を体験したり、嘉手納町児童との交流を通じて友情を深めたりするなど多くの成果を得て帰町いたしましたところであります。

最後に、徴収金関係であります。

未収金の収納に向けて26年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいっております。

各課の徴収実績と取り組みは、別添のとおり示しているところございます。後程、目を通していただきたいと思っております。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告番号として、報告第10号 平成25年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成25年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会にご報告するものであります。

健全化判断比率の指数は、(1)実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。(2)連結実質赤字比率、これは全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。(3)実質公債費比率、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。(4)将来負担比率、これは一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合であります。この4つの指標で判断するもので、本町の指数はお手元に配布いたしております別紙のとおりでございます。目を通していただきたいと思っております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

続きまして報告第11号 平成25年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告につい

てであります。

本案は、平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条の規定により、平成 25 年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。

本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。

以上で、報告第 11 号の説明を終わります。

続きまして報告第 12 号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第 12 号の説明を終わります。

続きまして報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布いたしております報告書のとおりであります。

以上で、報告第 13 号の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 88 号～日程第 8 議案第 92 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 88 号 大山町早期退職者の募集及び認定に関する条例の制定についてから、日程第 8、議案第 92 号 工事請負変更契約の締結について（名和中学校大規模改修工事）まで、計 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案につきまして説明をさせていただきます。

まず議案第 88 号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定についてで

あります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、45歳以上の職員を対象に、早期退職募集制度を導入するものであります。

国家公務員の退職手当については、平成24年8月7日の閣議決定により、退職給付における官民較差の解消等を図ることとされ、平成25年5月に国家公務員退職手当法を改正し、退職手当の支給水準の引下げ、これを行うこととされました。

この改正に合わせて、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用することとなりました。

地方自治体においても国と同様に退職手当の支給水準の引き下げ及び早期退職者制度の導入を求められており、本県の町村でも退職手当の支給水準の引き下げにつきましては平成25年4月から実施してはいましたが、早期退職募集制度の導入につきましては、退職手当組合と職員組合で協議を継続してはいましたが、このたび協議が整いました。これまで実施してはいた退職勧奨は各自自治体が規則又は要綱を制定し、それをもとに退職勧奨を行ってはいましたが、今回の制度では各自自治体が条例を制定し、その条例に基づき早期退職募集を行うこととなっております。

条例では、第1条でその目的、第2条で対象者、第3条で募集に関する事項、そのほか認定、通知に関する事項などを定めております。

なお、この条例の施行は平成26年10月1日としております。

これで、議案第88号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第89号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、窓口業務におきまして利用している地籍管理システム上の名称及び図面等交付の運用と本条例中の規定等との整合性を図り、図面交付手数料等の明確化を図るため所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、別表中、国土調査法に基づく土地情報データ手数料の名称を改めるとともに、用紙枚数の換算方法及び航空写真の写しの交付手数料について明らかにするものであります。

なお、図面等の内容及び手数料額につきましては現行との差異はございません。

以上で議案第89号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第90号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第6条別表に定めております大山中の原スキー場の使用料につきまして、一部改正をお願いするものであります。

今回の改正は、大山スキー場を構成しています民間事業者が、消費税率の改正に伴い、

料金バランスなど慎重に検討を加えた上、今般一部値上げを決断されましたので、指定管理に付しております町営部分も足並みを揃える必要が生じたため改正をお願いするものであります。

なお、現行料金は平成 9 年度からのものでありまして、改訂は 17 年ぶりとなるところであります。

以上で議案第 90 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 91 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年 6 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。

変更内容は、リサイクルプラザ基幹改良事業負担金を追加するものであります。

以上で、議案第 91 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 92 号 工事請負変更契約の締結につきまして、名和中学校大規模改修工事についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

平成 26 年 9 月 2 日付で名和中学校大規模改修工事の変更仮契約を締結いたしましたところであります。

この工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、今後の管理のことを考慮し、空調の室外機をすべて 1 階にまとめて設置するための配管延長などで、変更後の契約金額は 1 億 3,999 万 7,160 円で、元請負代金に対して 661 万 7,160 円の増額であります。

以上で議案第 92 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願申し上げます。

---

#### 日程第 9 議案第 93 号～日程第 26 議案第 110 号

○議長（野口 俊明君） 次に日程第 9、議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 26、議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 18 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第 233

条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いを申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書287ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額109億6,147万1,535円に対して、歳出総額104億8,092万8,649円で、歳入歳出差引額4億8,054万2,886円となっております。このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。1億1,699万6,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3億6,354万6,886円であります。

それでは、決算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

平成25年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額112億3,929万3,000円に対し、調定額110億8,278万9,366円、収入済額109億6,147万1,535円で、町税838万803円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1億1,293万7,028円となり、予算現額に対しまして97.5%、調定額に対して98.9%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第5款町税で、第5項町民税2,280万923円、第10項固定資産税7,840万862円、第15項軽自動車税264万1,590円、第45款分担金及び負担金で、第5項分担金の農林水産業費分担金15万9,229円、これは団体営基盤整備分担金と県営畑総事業分担金であります。第10項負担金の民生費負担金116万9,305円、これは老人施設入所措置負担金と保育料であります。第50款使用料及び手数料では、第5項使用料の土木費使用料589万5,706円、これは住宅使用料であります。第65款財産収入では第5項の財産運用収入の財産貸付収入2万4,000円、これは浜ノ上第二駐車場の未収金であります。第10項財産売払収入の不動産売払収入23万3,837円、これは浜の上第二団地土地払い下げ代金の未収金であります。第85款諸収入では、第15項貸付金元利収入の民生費貸付金収入で老人居室整備資金貸付金元利収入84万9,154円、第25項の雑入で、旧大山地区の給食費26万2,422円、就農条件整備事業返還金50万円の未収となっております。

未収金につきましては、24年度と比較して106万272円減少いたしました。さらなる未収金の減少について努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いするところであります。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書21ページから22ページ第35款地方交付税であります。決算額は55億4,572万6,000円で、昨年度比、額にして1,867万3,000円の増、率にして0.3%の増でありました。

普通交付税は、平成24年度に比べて1,845万4,000円の増となっております。その理由といたしましては、平成24年度税収入の減に伴う基準財政収入額の減が主な要因であるものと分析をいたしております。

特別交付税につきましては、横ばいとなっております。

次に、歳出の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

総括表の 13 ページ、14 ページになりますが、平成 25 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 112 億 3,929 万 3,000 円に対し、支出済額 104 億 8,092 万 8,649 円で、予算現額に対します執行率は、93.3%であります。また、翌年度に繰り越す額 3 億 9,271 万円を控除した不用額は 3 億 6,565 万 4,351 円であります。

以上、平成 25 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要につきましてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 25 年度決算審査資料をご覧くださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第 93 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 94 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにとまない、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入 2,073 万 2,336 円、歳出 2,073 万 2,336 円で、歳入歳出差引残額は 0 円であります。

それでは歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款財産収入の第 5 項財産運用収入の利子及び配当金 19 万 4,965 円は、土地開発基金から生じた利子であります。第 10 項財産売却収入の不動産売却収入 2,053 万 7,600 円は、大山インターチェンジ工業団地敷地 3,563 平方メートルの売却代金であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 2,073 万 2,336 円は、土地開発基金への繰出金であります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成 25 年度末現在 1 億 2,661 万 3,000 円となっております。

以上で、議案第 94 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 95 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。提案理由のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額は 1,436 万 3,440 円で歳出総額は 1,436 万 2,998 円であります。歳入歳出差引残額は 442 円であります。

はじめに歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款県支出金 9 万 4,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,422 万 3,046 円で収入未済額は、3 億 1,596 万 4,172 円となっております。

つぎに歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 220 万 4,030 円は、一般会計繰出金などであります。第 10 款公債費



1,215万8,968円は元金及び利子の償還金であります。

以上で議案第95号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第96号 平成25年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

歳入の決算総額1,630万7,923円に対し、歳出総額は、1,248万6,353円で差引残額382万1,570円を平成26年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しをいたしております。

歳入につきまして説明をいたします。

第5款管理収入916万3,985円は、計量給水料金であります。第10款使用料及び手数料1,050円は、工事検査手数料であります。第15款財産収入1万2,084円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第20款寄付金296万5,846円は、中山町開拓水道委員会解散によって財産の寄付を受けたものであります。第25款繰越金400万853円は、前年度繰越金であります。第30款諸収入16万4,105円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金等でありまします。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1,248万6,353円のうち主なものをご説明をいたしますと、需用費の内、配水設備修繕料149万3,936円は管路及び止水栓等の修繕に係るものであります。委託料の212万8,690円は、変更認可、水質検査業務及び検針委託料であります。負担金補助及び交付金の200万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。積立金の601万2,084円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。

以上で議案第96号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第97号 平成25年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。提案理由の説明をいたします。

歳入歳出とも決算総額3億5,767万2,537円であります。

歳入につきまして説明をいたします。

第5款分担金及び負担金48万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金であります。第10款使用料27万9,064円は、芯線等使用料であります。第15款財産収入4,074万9,552円は、主に中海テレビ放送への通信施設貸付料であります。第20款繰入金3億1,187万9,789円は、起債償還金相当、人件費、その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。第30款諸収入428万4,132円は、支障移転工事の補償金368万2,350円その他、中海テレビ新規加入金半額相当分の配当金、伝送路損害補償金等であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費1億2,876万1,112円は、人件費、局舎電気代、光ケーブル等の修繕費、

施設および機器設備の保守委託料、電柱等の使用料、支障移転工事費、及び光伝送設備機器である D-ONU と取材公用車の購入が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 2,891 万 1,425 円は、起債償還金であります。

以上で、議案第 97 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 98 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。説明を申し上げます。

本案は、平成 25 年度に新たに設置されました夕陽の丘神田特別会計の決算認定をお願いするものでございまして、前年度との対比がございませんことをご了承をお願いを申し上げます。

歳入総額 1,873 万 5,557 円に対し、歳出総額が 1,873 万 5,557 円と、差引残額はゼロとなっております。

歳入からご説明をいたします。

鳥取県サッカー協会からの寄附金が 50 万円、一般会計からの繰入金約 1,820 万円などであります。

次に歳出では、総務費のうち施設運営経費であります一般管理費が 1,873 万 5,557 円でありまして、主な内容といたしましては、鳥取県フットボールセンター職員人件費が約 301 万円、オープニングイベント関連経費が約 112 万円、施設修繕料・光熱水費が約 267 万円、手数料・保険料が約 43 万円、指定管理料 850 万円、自動車の購入費約 280 万円などあります。

予備費は支出いたしておりません。

以上で議案第 98 号の提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) ただいま町長の提案理由の説明中ではありますが、ここで休憩をしたいと思います。

再開は 11 時 10 分といたします。休憩いたします。

午前 11 時休憩

---

午前 11 時 10 分再開

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長(森田 増範君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 続きまして議案第 99 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 833 万 7,007 円に対し、歳出総額は、833 万 7,007 円であります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 10 款使用料及び手数料の 246 万 7,099 円は、水道使用料であります。第 20 款繰入金 376 万 8,381 円は、一般会計繰入金であります。第 25 款繰越金 1,150 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 210 万 377 円は、預金利子及び平成 24 年度からの繰り越し事業である豊房水源修繕工事に対する災害共済金であります。

次に、歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 382 万 5,732 円は、水質検査委託料及び電気料など施設の維持管理費であります。第 10 款事業費 210 万円は平成 24 年度からの繰り越し事業である豊房水源修繕工事の工事費であります。第 15 款公債費 241 万 1,275 円は、借入金の元利償還金であります。

以上で議案第 99 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 100 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきましては、歳入総額が 23 億 4,296 万 9,282 円、歳出総額が 23 億 1,083 万 4,217 円となり、歳入歳出差引残額 3,213 万 5,065 円を翌年度に繰越すものであります。

歳入をご説明申し上げます。

第 5 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 6,364 万 7,384 円で、収納率は現年分が 94.58%、過年度分が 16.82%。不納欠損額は 2,265 万 49 円で、収入未済額は、1 億 848 万 5,700 円であります。第 10 款使用料及び手数料 11 万 9,380 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 4 億 6,378 万 9,216 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、6 億 4,038 万 4,239 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、2 億 2,017 万 7,996 円であります。第 30 款県支出金 1 億 2,290 万 9,738 円の主なものは、財政調整交付金であります。第 35 款共同事業交付金は、2 億 3,567 万 8,081 円であります。第 40 款財産収入 14 万 6,099 円は、積立金利子であります。第 50 款繰入金 1 億 4,030 万 3,609 円の内訳は、一般会計繰入金が 1 億 2,030 万 3,609 円、国保基金からの繰入金が、2,000 万円であります。第 55 款繰越金 5,350 万 9,889 円は、前年度の決算による繰越金であります。第 60 款諸収入 269 万 1,871 円の主なものは、国保税延滞金、及び鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算剰余金の返還金であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 3,360 万 7,637 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 15 億 2,337 万 6,959 円は、各種の医療給付費とその審査支払手数料、また、出産育児一時金及び葬祭費として支出いたしております。

なお、年間 1 人当たりの医療給付費は、一般分と退職者分をあわせて約 28 万 6,000

円となっております。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 7,588 万 1,482 円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 27 万 5,806 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第 25 款老人保健拠出金 1 万 2,456 円は、社会保険診療報酬支払基金への事務費負担金であります。第 30 款介護納付金 1 億 2,931 万 4,639 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第 35 款共同事業拠出金 2 億 9,816 万 4,734 円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。第 40 款保健事業費 3,208 万 6,205 円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドックの健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、14 万 6,099 円であります。第 55 款諸支出金 1,796 万 8,200 円の主なものは、国保税の還付金、国庫負担金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

以上で議案第 100 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 101 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所、そして大山口診療所の 3 診療所を合わせた施設勘定決算であります。

歳入総額 3 億 5,624 万 1,294 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 5,624 万 1,294 円であり、差引残額は 0 円であります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款診療収入 2 億 7,502 万 2,853 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,324 万 2,693 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 3,577 万 886 円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分 1,575 万 7,000 円などであります。

続いて歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 1 億 7,100 万 4,887 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 5,372 万 3,715 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

以上で議案第 101 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 102 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は 1 億 9,317 万 8,543 円、歳出総額は、1 億 9,293 万 7,712 円で歳入歳出差し引き残額 24 万 831 円を、翌年度に繰越すものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款保険料 1 億 1,617 万 4,800 円は、後期高齢者に係わる保険料であります。第 20 款繰入金 7,658 万 9,085 円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一

般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 697 万 8,218 円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 8,551 万 2,294 円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。

以上で、議案第 102 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 103 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきまして、歳入総額 21 億 6,486 万 7,529 円、歳出総額 21 億 6,787 万 5,146 円で、歳入歳出差引 300 万 7,617 円の不足となっております。このため翌年度歳入繰上充用金 300 万 7,617 円としております。

歳入から説明をいたします。

第 5 款介護保険料の収入済額は 3 億 7,950 万 5,547 円、不納欠損額 87 万 9,430 円、収入未済額は 513 万 6,698 円で収納率は 98.4%、前年度より 0.3 ポイントの減であります。第 15 款国庫支出金 5 億 3,443 万 2,087 円は、主に介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 9,262 万 7,000 円は、第 2 号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第 25 款県支出金 3 億 1,032 万 7,517 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第 30 款繰入金 3 億 1,071 万 1,040 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分及び職員給与等を一般会計から繰入したものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 4,745 万 4,126 円は、職員の人件費、電算処理委託料及び介護認定時の主治医意見書作成委託料が主なものであります。第 10 款保険給付費 20 億 2,713 万 8,726 円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出いたしております。第 15 款地域支援事業費 5,639 万 8,303 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援事業・任意事業費として支出いたしております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金償還金であります。

以上で議案第 103 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 104 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4 億 4,809 万 5,599 円に対し、歳出総額は、4 億 4,804 万 7,700 円で差引残額 4 万 7,899 円を平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しいたしております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 306 万 5,000 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,013 万 7,679 円は、下水道使用料であります。第 25 款繰入金 3 億 3,482 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 6 万 7,555 円は、前年度からの繰越金であります。第 35 款諸収入 4,365 円は預金利子であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 1,511 万 4,808 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 3,290 万 8,680 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 2 万 4,212 円は、過年度分の下水道使用料還付金であります。

以上で、議案第 104 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 105 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4 億 240 万 3,869 円に対し、歳出総額は、4 億 235 万 1,819 円で差引残額 5 万 2,050 円を平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しいたしております。

歳入につきまして説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 896 万円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,078 万 7,616 円は、下水道使用料であります。第 15 款国庫支出金 785 万円は社会資本整備総合交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 7,367 万円は、一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 19 万 6,748 円は、前年度からの繰越金であります。第 30 款諸収入 93 万 9,505 円は、預金利子と町道拡幅に伴う制御盤移転工事補償金であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 1,549 万 8,537 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 2 億 8,674 万 895 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 11 万 2,387 円は、過年度分の下水道使用料還付金であります。

以上で、議案第 105 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 106 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は決算総額 3,984 万 8,843 円、歳出は決算総額 3,859 万 303 円であります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 15 款一般会計からの繰入金はありません。第 25 款諸収入 3,984 万 8,843 円の主なものは、売電収入 3,938 万 4,902 円、建物災害共済金 46 万円 2,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 2,029 万 8,131 円は、施設修繕料 613 万 7,250 円、保守点検業務委託

料 504 万円のほか、電気主任技術者賃金等、維持管理にかかる電気料金や通信経費、消費税が主なものであります。第 10 款公債費 1,829 万 2,172 円は、起債償還金の元金 1,654 万 8,320 円及び利子 174 万 3,852 円であります。

以上で、議案第 106 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 107 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の決算額は、歳入総額 640 万 8,424 円に対し、歳出総額は同額の 640 万 8,424 円であり、差引残額は 0 円であります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款使用料 369 万 9,570 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 270 万 8,694 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款温泉館費 640 万 8,424 円は温泉館運営費で、主なものは修繕料 69 万 9,300 円、保険料 13 万 2,884 円、指定管理委託並びに揚湯ポンプ制御盤システム改修等の委託料 484 万 7,440 円、案内看板設置に係る工事請負費 72 万 4,500 円であります。

以上で、議案第 107 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 108 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口駅前住宅団地」の販売、維持管理を行う会計であります。歳入の決算総額 4,370 万 1,228 円に対し、歳出の決算総額 4,347 万 4,087 円で、差引残額 22 万 7,141 円となるものであります。

歳入につきまして説明をいたします。

第 5 款財産収入 4,369 万 9,000 円は、土地売り払い収入が主なものであり、内訳は「ナスパルタウン」7 区画の販売実績であります。第 20 款諸収入 2,228 円は預金利子の収入であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款宅地造成事業費 2,452 万 1,033 円の主なものは、広告料として 199 万 8,150 円、草刈りなどの維持管理委託料として 50 万 220 円、一般会計への繰り出し金として 2,164 万 8,000 円などであります。第 10 款公債費 1,895 万 3,054 円は、起債の元金償還金 1,875 万円と償還金利子 20 万 3,054 円であります。

以上で議案第 108 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 109 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

大山スキー場全体といたしましては、3 シーズン続けての雪のあるスキー場開き祭に

始まり、シーズンを通して安定した積雪に恵まれたことにより、4月6日までの108日間リフト営業を行うことができたところであります。その結果、週末の天候に恵まれなかったこともありましたが、入り込み客数は前年より2.1%増の20万9,123人となったところであります。

歳入総額2,089万5,008円に対し、歳出総額が2,084万5,724円であり、差し引き残額は4万9,284円であります。

歳入からご説明を申し上げます。

第15款繰越金が約195万円、第20款諸収入が主に指定管理納付金で約1,873万円であります。

次に歳出では、第5款索道費が約2,085万円で、主なものといたしまして、リフト敷地使用料が約1,357万円、スキー場関連の負担金及び補助金が693万円、索道事業基金積立金約20万円であります。

以上で議案第109号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第110号 平成25年度大山町水道事業会計決算の認定についてであります。

はじめに業務の状況であります。給水栓数5,688栓、給水人口1万4,844人に年間総配水量199万1,843立方メートルを供給し、有収率は74.1%でありました。経理の状況につきまして、決算報告書1ページは消費税込で(1)収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は2億3,402万3,732円、支出の第1款水道事業費用は2億1,120万6,515円であります。

次に(2)資本的収入及び支出の第1款資本的収入は水道管移転補償費等に係る工事負担金330万5,622円と企業債元金町補助金等2,739万220円で合計3,069万5,842円であります。

続きまして、資本的支出では、名和地区監視装置更新工事等による建設改良費が3,383万9,820円、企業債償還金が1億1,082万2,925円で資本的支出合計が1億4,466万2,745円となり資本的収入の不足する額1億1,396万6,903円は、当年度分消費税資本的収支調整額14万9,714円と過年度分損益勘定留保資金1億1,381万7,189円で補填いたしております。

続きまして、収益的収支の詳細であります。決算報告書6ページの消費税抜きの収益費用明細書によりご説明を申し上げます。

第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で2億287万3,082円、その他営業収益の他会計負担金500万円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金であります。

次に営業外収益の他会計補助金933万8,043円は、企業債の利息補助等を一般会計から受けたものであります。

続きまして、第3項特別利益402万4,050円のうち過年度損益修正益165万5,050円



は固定資産台帳見直しによる調整額、その他特別利益 236 万 9,000 円は落雷により被災した施設の共済金であります。

次に 7 ページをご覧ください。

第 1 款水道事業費用ですが、第 1 項営業費用の原水及び浄水費の委託料 716 万 1,600 円は水質検査料金、動力費 1,770 万 7,887 円は水源池等の電気料金であります。

続きまして、配水及び給水費 4,414 万 3,089 円は、職員 2 名分の給料、手当等とメーター検針等に要する委託料 956 万 7,110 円、その他配水管修繕等に要した修繕費 1,739 万 4,720 円が主なものであります。

次の総係費につきましては職員 1 名分の給料、手当、備消耗品費等で 941 万 9,381 円、減価償却費につきましては、構築物等の減価償却費により 7,958 万 3,632 円であります。

続きまして、第 2 項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は 3,720 万 3,722 円であります。

最後に、第 3 項特別損失 902 万 1,084 円につきましては、臨時損失 236 万 9,000 円は落雷により被災した施設の修繕費、過年度損益修正損 665 万 2,084 円は固定資産台帳見直しによる調整額等であります。

以上で議案第 110 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） ただいま町長の提案理由の説明が議案第 110 号まで終わったわけではありますが、ここで監査委員さんの審査報告を求めますが、時間が中途となります。

よって、午後 1 時に再開して監査委員さんの審査報告から開会したいと思います。ここで休憩いたします。休憩します。再開は午後 1 時です。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

平成 25 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 後藤洋次郎君。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤監査委員。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 平成 25 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書をはじめとしまして 4 件の意見書についてご説明申し上げます。

これらの意見書につきましては、西山監査委員と協議させていただいたわけですが、私の方から代表して報告させていただきます。

報告の前に、この暑い中ですね、担当課の職員のほうに汗を流してもらって資料を作ってくださいました。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

各意見書につきましてはですね、要点を絞って説明させていただきます。

それではまず第一番目ですけれども、平成 25 年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書審査意見書について説明申し上げます。

1 ページですけれども、1. 審査の概要、審査の対象、2 ページにかけまして審査の期間、審査の場所、審査の出席者及び説明者、5 番目の審査の方法、これについては記載のとおりでございますので、後ほど目を通していただければ幸いです。

次に第 2、審査の結果でございます。1 番目、決算計数について、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適当なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

なお、予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められた。

2 番目、執行状況について、各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を逸脱することなく、概ね有効・適切に執行されていることを確認した。

貴重な自主財源である税収も増加しており、有利な起債や国等の補助制度の活用など、安定した財政運営が図られている。今後も、歳入・歳出両面で相応の財源対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたい。

次に、第 3、会計別執行状況、1 の一般会計から 2 の土地取得特別会計以降、各 6 ページにわたしまして特別会計のことが記載してあります。後ほど目を通していただければ幸いです。

次に、6 ページの第 4 の資金運用状況につきましても、これにつきましても後ほど目を通していただければ幸いです。

次に第 5、財産管理の状況について、これは昨年の方に指摘させてもらったんですけども、ちょっと読み上げさせていただきます。

平成 24 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査において、「財産に関する調書については、計上漏れとなっている資産が認められるため、平成 24 年定例監査の指摘も踏まえ、早急に計上漏れとなっている資産を調査の上、管理すべき財産をすべて掌握して適切な管理運営を行われたい。」と指摘したところであるが、平成 25 年度においては、計上漏れとなっている資産等の調査が行われた結果、「適切な管理運営」という状態になったと認められる。

次に第 6 主要事業の執行状況について、これもお読みいただければ結構だと思います。

次に第 7、指摘事項についてでございます。

1 番目、延滞金の収納は、平成 25 年度で 93 万円となっているが、延滞金が町税等、

これは「本税」と呼ばしてもらいますけれども、町税等が納期限後に納付された場合に、その遅延した本税の額及び遅延した期間に応じて賦課されるところ、滞納となった本税の収納状況と比べるとこの 93 万円という額は著しく低額であり、延滞金の徴収が的確に行われているかどうか疑問の残るところである。

したがって、滞納金の管理、請求、徴収、免除等の状況を十分検証の上、必要な対策をとられたい。

次、2 番目です。滞納となった町税については、①滞納処分する財産がない場合や滞納処分をすると生活が著しく窮迫させる恐れがある場合などに滞納処分の執行が停止され、その状況が 3 年継続したとき、②滞納者が死亡して相続人が相続放棄などをして滞納税額の債務が引き継がれなかったとき、③時効が完成したときに消滅することになり、不納欠損処理が行われることとなる。

上記①と②の理由による不納欠損処理については、正当な理由があり問題がないものの、上記③については、行政努力をしてその発生を未然に防止すべきものである。関係各課からの聴取によると、上記③の時効により消滅したもののうちその多くは、3 年間の滞納処分の執行の停止期間中に時効が完成したため不納欠損処理を行ったものであるということであるが、中には滞納処分や停止の手続を行わずに時効が完成したものも含まれているところであり、今後、誠実に納税する町民との均衡上、時効を考慮した的確な滞納処分を展開する必要がある。

3 番目、住宅新築資金等貸付金の返済未収額は、回収が進んでおらず多額な残高で推移しているところである。この返済未収額の回収事務は、主に人権推進課の職員が従事しているが、25 年度においては、中高ふれあい文化センターの館長の退任に伴い人権推進課長が同館長を兼務することとなるなど、回収の促進に向けての十分な事務量が確保されているとは認めがたい。

この返済未済金の回収事務は、契約に基づき誠実に完済した町民との均衡上、必要な事務量を投下し、①借入者の現況把握、②返済計画の策定、③返済計画の履行確認・督促、④返済計画の不履行の場合の連帯債務者への請求、⑤借入者が死亡した場合の相続人への債務引き継ぎの確認・相続人への督促などの事務を確実に実施し、返済未収額の回収を促進されたい。

4 番目です。上記 3 で指摘したように人権推進課長と中高ふれあい文化センターの館長が兼務という状態となっているが、このほか、人権教育推進員と教育研究所長などが兼務の状態となっている。兼務する事務の重要性、事務量等を検討の上、兼務状態を継続するのかどうかを早急に判断されたい。

なお、住宅新築資金等貸付金の返済未収額の回収を促進するためには、人権推進課長と中高ふれあい文化センターの館長の兼務は早急に解消する必要があると思われる。

次、5 番目です。各種補助金の交付については、補助金の効果等測定の上、不断の見

直し等が実施されているところであるが、中には、見直しが必要と思われるものも存在する。

一つ目は、スクールバスの利用が可能である地域の生徒であるにもかかわらず、路線バスの利用を希望する生徒に対して、バスの定期代を補てんするための遠距離通学生徒通学費補助金の交付である。スクールバスの利用が可能である地域の生徒は、そのほとんどがスクールバスを利用していることを考慮すると、一部の生徒に特別な利便を与える理由は乏しく、廃止を含めた見直しが必要である。

二つ目は、教員の修学旅行引率に係る経費や校区内の旅費の一部を補てんするため教育活動補助金の交付である。

これらの経費は教員としての公務に付随して発生するものであり、公務の代償として支払われる給与は鳥取県が支払者となっていることなどから判断すると、これらの公務から付随する旅費等も鳥取県が支払うべきもので大山町が補てんする理由が乏しく、鳥取県に対して旅費等の予算計上に係る意見具申・要望等を行われたい。

その他の補助金についても、安易に前年度踏襲とせず、今後とも、その必要性、効果性等を不断に検証し、見直すべきものは見直していただきたい。

また、補助金の効果を高めるため、補助金の交付団体の活動状況も十分検証し、必要に応じて的確な行政指導も展開されたい。

以上が意見書でございます。

続きまして平成 25 年度大山町水道事業会計決算審査意見書について説明申し上げます。

まず、審査の概要でございますけれども、平成 26 年 7 月 3 日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について、検討を加えつつ慎重に審査しました。

その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

2 番目の審査に即した書類、それから 3 番目の収益的収入支出及び利益の状況、裏の資産内容、それから結びの 3 行目にかけては、町長が提案理由の説明をしていただきましたけれども、それと内容が重複しますので説明は省略させていただきます。

最後の結びの下から 4 行目について説明申し上げますと、水道使用量未収金は、平成 25 年度末現在で 1,950 万 2,482 円である。前年度に比べ 86 万 4,434 円減少しているが、今後も引き続き徴収対策に一層努力されたい。

水道料金統一も年次的にその取り組みが進められているが、今後も水量の安定的確保や、施設の適正な維持管理に努め、町民の安心・安全に寄与されたい。

以上、意見書の説明でございます。

続きまして、平成 25 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についてご説明申し上げます。

審査の概要については、資料の記載のとおりでございます。

審査の結果ですけれども、総合的意見としましては、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

裏になりますと、2 番目の個別意見はご覧のとおりでございます。

3 番目の是正改善を要する事項ですけれども、審査に付された地方公共団体健全化法に基づく判断比率は、概ね良向である。

しかしながら、人口減や平成 27 年度から地方交付税の合併算定替による減少に対応できる財政とするため、引き続き財源確保や事業の効率化、経費節減など将来を見通した計画的な財政運営に取り組まれない。

以上が審査結果の報告でございます。

最後に、平成 25 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についてご説明申し上げます。

1 番目の審査の概要はご覧の通りでございます。

2 番目の審査の結果の 1 番目の総合意見は、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 25 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、裏の 2 番目の個別意見でございますけれども、審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できるが、現下の厳しい経済情勢を鑑み、財政の健全化に向けて、なお一層努力されたい。

3 番目の是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はございません。

以上、報告申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 監査委員さんの報告は終わりました。

監査委員さんには、平成 25 年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

---

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 副町長。

○副町長（小西 正記君） 町長のほうがいたしました議案 100 号と、101 のところで、数字の訂正をお願いしたいと思います。許可をお願いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） ただいま副町長のほうより、先ほど町長答弁のなかで訂正が、必要という申し出がありました。これを許します。

○副町長（小西 正記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 副町長。

○副町長（小西 正記君） じゃあ訂正をお願いしたいと思います。

議案 100 号のなかで、諸収入のところで金額を言い誤りました。これを訂正をお願いしたいと思います。

諸収入 230 万 3,651 円が正しい数字でございます。第 60 款諸収入のところで、正しい数字が 230 万 3,651 円が正しい数字でございます。

続きまして 101 号のところ、第 15 款使用料及び手数料の項目でございますが、ここも数字の言い間違いをしてしまいました。233 万 543 円が正しい数字でございます。ごめんなさい、私も間違えました。2,323 万 543 円が正しい数字でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） はい、ただいま副町長から、低箇所報告がありました。これを許可することに異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） この発言について、副町長が先ほど発表したとおりの数字に訂正いたします。

---

#### 日程第 27 議案第 111 号～日程第 34 議案第 118 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、議案第 111 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 34、議案第 118 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、計 8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほどは数字の訂正をいただきましてありがとうございました。

そういたしますと、議案第 111 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、8 月の台風及び大雨災害の復旧、また移住定住促進事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 4 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,600 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 102 億 3,207 万 3,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 30 款地方特例交付金は額の確定により 96 万 1,000 円を減額いたしております。第

35 款地方交付税は 7,794 万円を追加いたしております。第 55 款国庫支出金は 660 万 8,000 円の追加で、主なものは、第 10 項国庫補助金の災害復旧費国庫補助金で 8 月の災害復旧にかかる国庫補助金 130 万円を新規計上いたしております。第 60 款県支出金は 3,335 万 3,000 円の追加で、主なものは、第 10 項県補助金の総務費県補助金で移住定住推進交付金 716 万 8,000 円、農林水産業費県補助金で松くい虫等防除事業補助金 2,500 万円の追加などであります。第 70 款寄附金は 2,245 万円の追加で、主なものは第 5 項寄附金の総務費寄附金でふるさと応援寄附金 2,205 万円を計上いたしております。第 90 款町債は、2,670 万円を追加いたしております。

次に歳出につきまして人件費を除く主なものにつきましてご説明申し上げます。

第 10 款総務費は、5,615 万 3,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援基金事業 2,943 万 4,000 円の追加、新地方公会計制度対応固定資産台帳整備支援業務委託料 600 万円の新規計上、企画費で地域おこし協力隊募集事業 200 万円、空き家修繕料 1,200 万円の追加などであります。第 15 款民生費は、1,862 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の障害者福祉費で過年度国県支出金返還金 1,048 万 5,000 円の追加などあります。第 20 款衛生費は、1,118 万 7,000 円の追加で、主なものは第 5 項保健衛生費の予防費で 10 月からの高齢者肺炎球菌予防接種と水痘予防接種の定期接種化に伴う予防接種委託料 818 万 9,000 円の追加などあります。第 30 款農林水産業費は、3,645 万 3,000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業委員会費で農地台帳システム整備事業委託料 356 万 4,000 円の新規計上、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 2,500 万円の追加などあります。第 40 款土木費は、1,518 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路新設改良費で町道御来屋東坪線工事請負費 120 万円、町道山村文珠領線補償費 200 万円、町道旧奈和北線 110 万円の追加などあります。第 45 款消防費は、1,298 万円の追加で、主なものは、第 5 項消防費の非常備消防費で防災トランシーバー購入と IP 無線使用料 898 万円の新規計上などあります。第 60 款災害復旧費は、1,030 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 5 項災害復旧費で 8 月の台風 11 号災害と 8 月 17 日の大雨災害にかかる復旧経費などを計上いたしております。

人件費の補正であります。26～28 ページに記載をいたしております。

次に予算書 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」であります。新地方公会計制度対応固定資産台帳整備支援業務委託料 900 万円ほか 6 事項を追加いたしております。予算書 6 ページの「第 3 表 地方債補正」であります。額の確定に伴う臨時財政対策債 2,240 万円、道路改良事業にかかる過疎対策事業債 430 万円を追加いたしております。

以上で、議案第 111 号の説明を終わります。

続きまして議案第 112 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をいたします。

本案の歳入は繰越金の増額、歳出は総務費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 360 万円の増額であります。

歳入からご説明をいたします。

第 25 款繰越金 360 万円は繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 360 万円の内訳といたしましては、需用費 350 万円は減圧水槽の修繕料等の増額、原材料費 10 万円は管路修繕のための材料代の増額であります。

以上で、議案第 112 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 113 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

本案は、町道一の谷赤松線道路改良工事や中国電力及び N T T による電柱更新や道路改良工事に伴う支障移転工事費の不足等に伴う増額、及び伝送路施設修繕のため所要の増額を行い、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 795 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億 5,542 万 8,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰入金の 795 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 795 万 6,000 円の増額の主なものは、伝送路設備等の修繕にかかる修繕料 180 万円、町道改良工事及び中電、N T T の電柱更新に係る支障移転工事費 600 万円であります。

以上で、議案第 113 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 114 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 6,893 万円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 30 款繰入金を 48 万 7,000 円増額するものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 48 万 7,000 円の増額は、「社会福祉法人慶愛会大山やすらぎの里」へ貸し付けている大山めぐみ館に備え付けの小型電気温水器が故障したため取り換えるものであります。

以上で、議案第 114 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 115 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明を申し上げます。



規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 332 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 5,443 万 6,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第 15 款国庫支出金 29 万 5,000 円の増は、平成 25 年度介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 182 万 2,000 円の増は、平成 25 年度介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 30 款繰入金 120 万 4,000 円の増は、主に地域包括支援センターの人件費増により、地域支援事業の対象外経費が増額になったものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 33 万円の減は、人事異動等に伴う人件費の減額によるものであります。第 15 款地域支援事業費 153 万 4,000 円の増は、人事異動等による人件費の増額によるものあります。第 30 款諸支出金 211 万 7,000 円の増は、平成 25 年度の地域支援事業交付金の国庫及び県補助金、社会保険診療報酬支払基金からの地域支援事業支援交付金の実績額が交付決定額を下回ったために、その差額を返還するものであります。

以上で、議案第 115 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 116 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案の歳入は、他会計繰入金、繰越金の増額、歳出は、事業費の増額であります。規定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 62 万 7,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 6,476 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰入金 58 万 1,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 4 万 6,000 円の増額は、前年度繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費第 10 項農業集落排水事業費 62 万 7,000 円の増額は施設修繕料の増額であります。

以上で、議案第 116 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 117 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案の歳入は、他会計繰入金、繰越金の増額、歳出は、事業費の増額であります。規定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 327 万 5,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 228 万 8,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 20 款繰入金 322 万 4,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの

繰入金であります。第 25 款繰越金 5 万 1,000 円の増額は、前年度繰越金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款事業費第 10 項公共下水道事業費 327 万 5,000 円の増額は施設修繕料の増額であります。財源組替につきましては、公共下水道事業費の財源に繰越金を充当するためのものであります。

以上で、議案第 117 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 118 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 641 万 3,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 10 款繰入金の 76 万 9,000 円の増額は、事業費の増額によるもので、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款温泉館費の 76 万 9,000 円の増額は、温泉館に併設するお食事処なすばるに設置しておりますロールスクリーンの修繕料として 27 万 2,000 円、中山温泉館の浴室に設置しております換気用高窓開閉装置の修繕料として 49 万 7,000 円を増額するものであります。

以上で、議案第 118 号の提案理由の説明を終わります。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

---

### 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。次会は、明日 9 月 9 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。御苦労さんでした。

---

午後 1 時 39 分散会